

## オートオークションについて（論点整理）

### 1. オートオークションの現状

#### （1）オートオークションの実績について

オートオークションの全国組織である日本オートオークション協議会によれば、2008年実績でオートオークション会場は全国で121会場あり、出品台数は約887万台にのぼっている。そのうち成約台数は約459万台で、成約率は51.8%となっている。

また、日本オートオークション協議会が会員123会場に対して実施したアンケート調査の結果によれば、有効回答会場107会場における2008年の出品台数は約688万台、落札台数は約364万台で落札率52.9%であり、107会場のうち低年式車、多走行車等を取り扱うリユースコーナー（類似の名称のコーナーを含む。）を設置している会場は55会場で出品台数は約97万台（688万台の内数で全出品台数の14.1%）、落札台数は約69万台で落札率は70.8%となっている。

リユースコーナーにおける落札者は、解体業者と輸出事業者の割合が大きく、解体業者にとってオートオークションが車の仕入先として大きなウエートを占めていることがうかがえる。

#### （2）リユースコーナーにおける出品基準

オークション会場は商品車としての中古車の「市場」であることから、「使用済自動車、使用済自動車と判断される自動車」は出品できない。

商品車か使用済自動車かの判断は出品店の申告による。

0～10万円以下の車両価格で売り切りをスタートしているが、落札価格は高額な車両もある。

一時抹消している車両が対象。

#### （3）リユースコーナーの流札車両の取扱い

1) 出品店が一度オークションにかけた結果、流札した車両の取扱い  
出品店が持ち帰る。

出品店の希望により「使用済自動車」として、解体業者に斡旋する。

- ・リサイクル料金は出品店の負担となる。
- ・その際の引渡し条件等は当事者間の協議による。
- ・会場は斡旋を行っているだけのため、自動車リサイクル法上の業務を行う必要はない（このため斡旋を受けた解体業者は引取業の登録を行っていることが必要。）

希望により会場が引取り又は買取りをする。

- ・その車両が「使用済自動車」であるか「中古車」であるかを会場が精査した上で、出品店と合意の上、以下の（イ）又は（ロ）の方法により、引取り又は買取りをする。

（イ）「使用済自動車」として引き取る場合

- ・会場は自動車リサイクル法上の「引取業者」としての登録が必要。
- ・会場は引取報告、リサイクル券の発行などの諸業務を行うことが必要。
- ・リサイクル料金は出品店の負担となる。
- ・その際の引渡し条件等は当事者間での協議による。

（ロ）会場が「中古車」として買い取る場合

- ・再度オークションにかけた後、再度流札した場合は、会場の判断により「使用済自動車」として解体業者に引き渡すことになるが、この場合のリサイクル料金は会場の負担となる。

2) 出品店が複数回（例えば2回）オークションにかけた結果、流札した車両の取扱い

- ・中古車としての市場価値がないと判断されるため、出品店が持ち帰る、出品店の希望により「使用済自動車」として解体業者に斡旋する、会場が「使用済自動車」として引き取る、のいずれかに従うことが必要。

## 2. 引取業者及びオートオークションに対する解体業者による指摘

引取業者及びオートオークションに対しては、解体業者から以下の指摘あり。

- (1) 引取業者としての役割を担うべき販売店が、中古車としてオークションに出品することが常態化。
- (2) 実態として、オートオークションでは、エンジンなどの主要部品が取り外された車体が出品されているケースもある。
- (3) 引取業者は、ユーザーに対してリサイクル料金の取り回しや重量税還付等の説明と引取後の処理について意思確認を徹底すべき。
- (4) 2度流札することが予想される車両を、オークション会社が自ら落札することにより、使用済自動車となることを防止している事例あり。

平成17年10月 2度以上流札した車両を使用済自動車とみなす旨決議済み。

### 3 . 検討課題

オークション会場を通じた流通の中で、法制定時に想定していた引取業者と解体業者等の義務者とオークション会場等の他の関係者の役割分担が不明確となっているため、改めて整理し、関係者間で役割分担の認識を徹底するべきではないか。その中で、以下のような事項も検討すべきではないか。

- ( 1 ) 引取業者に対し、ユーザーから車両を引き取る際に、中古車として引き渡すのか、使用済自動車として引き渡すのかをきちんとユーザーに確認するなど引取業者の役割分担を徹底する方策について検討すべきではないか。
- ( 2 ) 定期的な協議の場を設けるなど、解体業者とオートオークション業界との間で両者の認識の共有を進める方策を検討する必要があるのではないか。
- ( 3 ) 現在オートオークション会場において、「リユースコーナー」(類似の名称のコーナーを含む。)を設けているが、これに加えて、あるいはこれに代わるものとして「使用済自動車コーナー」を創設し、使用済自動車の適正な流通を確保する必要があるのではないか。その際、「2回流札したら使用済自動車コーナーに流す」等のルールも変更する必要があるのではないか。
- ( 4 ) オートオークション会場も自動車リサイクル法の中で使用済自動車を取り扱う可能性があることから、引取業者として登録を行い、法の適切性を確保すべきではないか。